算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「03―１　教育保育給付（２号・４歳以上・公立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「03―１　教育保育給付（２号・４歳以上・公立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「２号認定子ども数（４歳以上・公立）」という。）の「保育標準時間」（以下「２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）」という。）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ２号認定子ども数（４歳以上・公立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Fの算式の符号中b_2からb_{34}まで及びcにおいて同じ。）

b_2　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_3　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_4　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_5　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_6　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_7　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_8　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第１子」の数

b_9　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第２子」の数

b_{10}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{11}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{12}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数

b_{13}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数

b_{14}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数

b_{15}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数

b_{16}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数

b_{17}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・標準時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数

b_{18}　２号認定子ども数（４歳以上・公立）の「保育短時間」（以下「２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）」という。）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{19}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{20}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{21}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{22}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{23}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{24}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{25}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第１子」の数

b_{26}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第２子」の数

b_{27}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{28}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{29}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数

b_{30}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数

b_{31}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数

b_{32}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数

b_{33}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数

b_{34}　２号認定子ども数（４歳以上・公立・短時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数

c　２号認定子ども数（４歳以上・公立）のうち「合計」の数

α_n　別表第二のア欄に定める月額単価

G　次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{34} (a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6)$$

$a \times b_n / c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$a \times b_n / c \times \alpha_n \times 6$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「03―２　教育保育給付（２号・３歳・公立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「03―２　教育保育給付（２号・３歳・公立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「２号認定子ども数（３歳・公立）」という。）の「保育標準時間」（以下「２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）」という。）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ２号認定子ども数（３歳・公立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Gの算式の符号中b_2からb_{34}まで及びcにおいて同じ。）

b_2　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_3　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数